



法人向け定期預金キャンペーン

大口定期

プラス・ビズ

令和8年9月15日(火)～令和8年10月30日(金)

法人様限定で金利優遇！！

3ヶ月

年

0.7%

お預入条件

- ☒ お預入金額
1,000万円以上
- ☒ お預入対象
新規のお預入に限ります
(当金庫定期預金からの振替はできません)

「受取書」のお取扱いについて

当金庫では、職員が訪問先で現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預かりする際に、必ず当金庫所定の「受取書」をお渡ししております。内容をご確認のうえ、お受け取りください。



だいしん
大分信用金庫

詳しくはお近くのだいしん窓口または、
得意先担当者へ



0120-120-827

月～金曜日 AM9:00～PM5:00(土・日・祝日を除く)

支店

担当者

TEL

「大口定期 プラス・ビズ」

令和8年9月15日現在

1. 商品名（愛称）	・大口定期 プラス・ビズ		
2. 対 象 者	・法人		
3. 期 間	・定型方式…3ヶ月 ・預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。		
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位		
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利 3ヶ月 0.70% ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算		
7. 税 金	・法人は総合課税となります（所得税と復興特別所得税を合わせた15.315%）。		
8. 付加できる特約事項	—		
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 <table border="1"> <tr> <td> ・預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 下記、A、B、Cのうち、最も低い利率 ・預入日の1ヵ月後の応当日以降に解約する場合 下記、B、Cのうち、いずれか低い利率。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 A. 解約日における普通預金利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数 </td><td></td></tr> </table>	・預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 下記、A、B、Cのうち、最も低い利率 ・預入日の1ヵ月後の応当日以降に解約する場合 下記、B、Cのうち、いずれか低い利率。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 A. 解約日における普通預金利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数	
・預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 下記、A、B、Cのうち、最も低い利率 ・預入日の1ヵ月後の応当日以降に解約する場合 下記、B、Cのうち、いずれか低い利率。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 A. 解約日における普通預金利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数			
10. 金利情報の入手方法	・窓口または当金庫ホームページにてご確認ください。		
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはしんきん相談所（9時～17時、電話：0120-120-827）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記しんきん相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法を（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。		
12. その他参考となる事項	・受付期間は、令和8年9月15日から令和8年10月30日まで ・募集総額20億円（到達次第取扱いを終了いたします） ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）		